

# 評価細目の第三者評価結果 (保育所)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	「一人ひとりの子供を大切にし、保護者や地域社会から信頼され、選ばれる保育所を目指す。」という鉄道弘済会23か所の保育所共通の保育理念を保育過程、パンフレット、ホームページに掲載し、各保育室、玄関、事務所に掲出しすると共に、保育方針も明文化されている。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	法人主催の「保育所長研修」が、年1回2泊3日で開催され、全保育所長間で保育事業の動向等についての情報を交換する取り組みを行っている。さいたま市私立保育園協会の定例会において情報交換を行うことで保育ニーズの把握に努めている。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	決算処理は、法人が一括して集計処理するが、法人による経営分析結果を踏まえて関東支部の会議等で改善すべき課題を討議する取り組みを行っている。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	運営主体である公益財団法人鉄道弘済会が策定している中期経営計画2012~2014「KOUSA I挑む2017」に基づき、与野本町駅前保育所・おひさま保育園独自の中期経営計画を策定している。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	中期経営計画に基づいた、園独自の事業計画として各年度の事業計画を策定している。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	所長が事業計画案、保育過程案を策定し、リーダー会議、職員会議を通して所内決定し、市当局や法人本部に報告している。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	事業計画は、園だより、パンフレット、法人ホームページ、入園のしおり等に明文化している。入園説明会、懇談会、保護者役員会等で報告し周知する取り組みを行っている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	法人内の全保育所が参加する「こうさい保育セミナー」が毎年開催され、3年に一度は自園の事例の発表を行っており、他園の事例等も参考にして質の向上を図っている。本園は、2年前に表彰を受けている。「GOGO KAIZEN提案制度」に取り組み、保育サービスの改善を行い、職員の意欲向上に取り組んでいる。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	法人本部において月2回の常任理事会、月1回の理事会等において、組織として取り組むべき課題を明確にし、保育所長会議や各種通達等で周知すると共に、計画的に改善策を実施している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	「園長の役割と責任について」が作成されており、園長の責務や園長としてのビジョンと課題等が明示されている。職員会議やリーダー会議等において、役割と責任について表明し、日頃から職員とのコミュニケーションを図り信頼関係の構築に努めている。
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	法令遵守については、「コンプライアンスアクションプラン」の小冊子を作成し、全職員に配布して周知する取り組みを行っている。法人内外に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、コンプライアンスに関する通報や相談を受け付けている。「就業規則等の規程類抄」を常時事務所に備え、必要時に誰でも閲覧できるようにしている。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	法人内の全保育所が参加する「こうさい保育セミナー」が毎年開催され、3年に一度は自園の事例の発表を行っており、他園の事例等も参考にして質の向上を図っている。所長は、職員研修を積極的に推進し、主任を中心に「GOGO KAIZEN提案制度」に取り組み、保育サービスの改善を行い、職員の意欲向上に取り組んでいる。
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	時間外労働の縮小及び経営の効率化と改善を図るため「新勤務ダイヤ」を試行し、1週40時間、1か月単位の変形労働を取り入れ、効率的な労働を行うよう取り組んでいる。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	法人の人事方針や職員配置基準に基づき、必要な人員を計画的に配置、育成する取り組みを行っている。具体的には、法人が各事業所の翌年度の人員配置の要望を聴取し、「年度保育所要員（保育士）」を作成している。
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	法人は、管理者に対し人事考課研修を実施している。客観的な人事考課制度に基づき、各職員が作成した自己申告書をもとに園長が個人面談を実施し、必要があれば目標の再設定を促し、目標の設定と評価の妥当性を確保する取り組みを行っている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員就業規則に基づき勤務表を作成し、有給休暇、調整休日を計画的に付与している。個人面談等において各職員の意向を把握し、必要があれば勤務体制を変更する仕組みを構築している。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	「研修について」を作成し、①職場研修の理念・方針②今年度の研修課題③職務を通じての研修内容④外部研修内容⑤自己啓発等、研修を受ける際の心構え等を明記している。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	職場研修の理念・方針として、①保育従事者の資質向上②保育所の組織力を高めるを掲げ、所長、主任、保育士、看護師、栄養士、調理員の各職種に沿った研修に参加し、職員及びサービス提供の質の向上のため実施する取組を行っている。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	年度末から年度当初に、法人から各事業所に研修一覧表が送付されてくる。園長及び主任は、職員の希望等を聴取して、職員の研修計画を策定し、できるだけ多くの職員が研修に参加できるようにする取組を行っている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明記した「実習生受け入れマニュアル」に基づいて実習生の受け入れを行っている。実習期間は、保育士養成校が2週間、平成27年度は、埼玉県内の大学・短期大学・専門学校等から実習生を受け入れ、積極的に育成に努める取組を行っている。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	法人及び保育所のホームページや各種配布物（ご利用案内、園だより、クラスだより、食育だより、ほけんだより等）、入園説明会、懇談会、保護者役員会等で運営状況の情報を公開している。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人は、毎年監査法人による会計監査（外部監査）を受けており、当園は、埼玉県福祉部福祉監査課による実地指導監査「社会福祉施設等指導監査（実地）」を受けている。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	「おひさま保育園子育て支援センターにここ広場」を園内に設置しており、毎月の行事等を記載した「にここ便り」を発行している。支援センターでは、「すくすくサロン」、「ベビボンサロン」、「きらきらサロン」等の子育て中の母親が参加できる場所の提供や園庭開放日等の情報を提供している。
II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティアの受け入れは、「ボランティア受け入れマニュアル」に基づいて行っている。園行事や子育て支援センター行事のお手伝いボランティア、「年長児学習会ボランティア」等の受け入れを行っている。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	「さいたま市子育て応援ブック」を事務所、子育て支援室に常備し、必要な社会資源の情報を職員間で共有できるようにしている。古切手や書き損じたはがき等を保護者の協力を得て回収し、福祉施設に提供している。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	地域の子育て家庭に向けた一時保育事業、子育て支援事業を行っている。子育て支援センターは、園庭解放、育児相談、子育て講演会、各種サロン他の開催等、地域の子育て拠点としての役割を果たしている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	地域の福祉ニーズに関しては、子育て支援事業において、地域の子育て世代のニーズを把握して、アロマ講座、親子クッキング、リトミック等を開催し、子育てを支援している。保護者の不定期労働や緊急・リフレッシュ等のための一時保育事業を行っている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	利用者本位の福祉サービスの提供を推進するため、平成27年度に中期経営計画「KOUSA I 挑む2017」を策定し、職員の共通認識を図っている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	法人が策定した「個人情報保護方針」、「個人情報保護規程」を整備している。本園独自に保護者面談の際の配慮、プール使用時、衣類の着脱、排泄等に関する「プライバシーの保護マニュアル」を整備している。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	インターネットのホームページに保育所の基本情報や保育内容を掲載し、園だより、子育て支援通信（にこにこだより）、献立表を毎月更新している。ブログは、担当者がその都度アップデートしている。園内見学希望者は随時受け付けると共に、園の行事への参加を促している。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入園説明会において、資料「ご利用あんない」を配付し説明している。一般利用の他に延長保育、土曜保育等、特別なサービスについて定められたわかりやすい説明をしている。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	転園後の対応マニュアルに基づいて対応している。転園者に対して、一時保育や支援の利用が可能な旨をお知らせしている。卒園児には運動会などのイベント案内を送り参加できるようにしている。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	保護者の意見や要望は、保育懇談、保育参加後に保護者アンケートを実施すると共に、法人本部からのアンケート等で意見聴取する取組を行っている。リーダー会議、職員会議を通して利用者満足の向上に取り組んでいる。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情受付や解決責任者を定め、第三者委員を設置するなど苦情解決の仕組みが整備され、利用者向けに掲示して周知している。年度当初に、苦情解決制度について入園説明会、保護者総会、懇談会等で説明している。保護者以外の外部からの苦情についても、園として誠意を持って対応している。

<p>Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>a</p>	<p>送迎時に保護者等に積極的に言葉がけを行い気楽に相談できる雰囲気づくりに心がけている。玄関先にニコニコボックス（意見箱）を設置して全保護者に周知し、無記名で使用できるようにしている。</p>
<p>Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>	<p>保護者へのアンケート結果、意見等は解決に向けて迅速にミーティングを行い、保護者懇談会や個人面談等において出された要望や意見は、クラス会議、リーダー会議等で検討し、迅速に解決するため、必要に応じて法人や市当局に相談する取り組みを行っている。</p>
<p>Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
<p>Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>	<p>想定される事故等については、「防犯マニュアル」、法人の「危機管理規定」や当園独自の「危機管理マニュアル」を整備している。遊具等の安全管理は、チェックリストを用い定期的に点検する取り組みを行っている。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>感染症に関しては、「感染症マニュアル」を作成し、発症した場合は、日々の状況を玄関の「お知らせボード」に掲示し、保護者等に注意喚起する取り組みを行っている。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「火災発生、地震発生、風水害マニュアル」を作成し園児の安全確保を図っている。火災、地震、水害対応の避難訓練を非常災害訓練年間計画を作成し、毎月1回行っている。非常用発電機、避難テント、ヘルメット（職員分）、防災頭巾（子供分）を整備すると共に、非常食を備蓄する保管場所（倉庫）を整備している。年1回、円独自に園外避難場所（与野西中）への避難訓練を実施する取り組みを行っている。</p>

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

<p>Ⅲ－２－（１） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
<p>Ⅲ－２－（１）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>運営管理、保育、一時保育、子育て支援、調理、保健、危機管理、安全管理等の個々のサービスについて、それぞれの標準的な実施方法についてマニュアルを整備している。</p>
<p>Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a</p>	<p>クラス会議やリーダー会議でサービス実施についての見直しを行い、継続の確認や改善等を行っている。年度途中でも必要に応じて見直しを行い、内容によって、リーダー会議、クラス会議、職員会議、給食会議、ケース会議で検討する取り組みを行っている。利用者に満足したサービスを提供できるように、法人内の保育所では第三者評価を3年に1度受審する体制を整えている。受審の際は、園の方針や特徴、サービスの質等を振り返り見直し等を行っている。</p>
<p>Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
<p>Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。</p>	<p>a</p>	<p>入園時に「けんこうのきろく」「こどもの記録」「状況表」等に園児と保護者の状況についての記載をしてもらい、保護者の就労状況は年度末または随時にアセスメントで確認すると共に、乳幼児の変化について状況を把握する取り組みを行い、サービス実施計画を策定している。</p>
<p>Ⅲ－２－（２）－③ 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「成長の記録」と「発達の記録」は、0歳・1歳児は毎月、2歳児は2か月毎、3歳、4歳、5歳児は4か月毎に評価・見直しを行っている。リーダー会議を中心に各種会議でサービス実施計画の評価・見直し等を実施している。保護者の意向や意見は、面談等で把握している。</p>

Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	園児一人ひとりに対するサービスについては、全園児を対象にしている複写式連絡ノートの複写を保管し、保育の継続性を確保する取り組みを行っている。子どもの様子や健康状態については、成長の記録、発達記録、健康の記録に各年齢ごとに定めた月に記入している。個々の子どもの様子を伝え合う、リーダー会議、ケース会議、給食会議においては、会議録を作成している。クラス全体については、年間指導計画、月間指導計画、週案、日誌に記入している。年に1回個人面談を設け、話した内容を個人面談記録に記載している。これらの記録は適切に実施されており、職員間で共有している。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	「与野本町駅前保育所運営管理規定」の第16条（保育経過の記録）に基づき、園長の責任により記録の管理を行っている。利用者に関する書類は鍵のかかる書庫に保管し、鍵は園長が管理している。情報の開示や個人情報保護については「個人情報保護マニュアル」「プライバシーの保護マニュアル」に基づき対応している。記録の保存や保管は法人本部における「個人情報管理台帳」に基づき行っている。園児の日常の記録は担任、健康に関する記録は看護師がそれぞれ責任を持って管理している。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A－１ 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
A－１－（１） 養護と教育の一体的展開		
A－１－（１）－① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	a	法人理念に基づき方針や目標を立てて作成している。保育過程は年度ごと（3月）に見直しを行い、全職員に周知する取り組みを行っている。
A－１－（１）－② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	0歳児が安心して過ごせるよう、保育士、看護師、栄養士がコミュニケーションを図り、保護者と連携を取りながら保育を進めている。個別の指導計画を立て、保育室内をパーテーションで仕切って安全に、一人ひとりの生活リズムに合わせ生活が出来るよう配慮すると共に、散歩等に出掛け自然や外気に触れられるように心掛けている。
A－１－（１）－③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	指導計画を立て、一人ひとりの状況に応じて保育を進めている。トイレに手作りのイスを置いてズボンを自分で履けるようにする等の工夫を行い、自分でしようとする気持ちを大切に保育を心掛けている。
A－１－（１）－④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	縦割り保育を基本にしながら、年齢別の時間も設けており、指導計画をたてて、保育を進めている。保育計画の中で生活や遊びを通して友達とのかかわりや、生活習慣を身に付けていくようにしている。5歳児は、11月から午睡をせず、就学に向けての準備や編み物等を行ったり、月2回、元小学校教諭の指導のもと、ひらがなや数字を習得する取り組みを行っている。
A－１－（１）－⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a	小学校には「保育所児童要録」を作成し送付している。さらに、幼保小連絡会議への出席、小学校の運動会への参加、元小学校教諭による子育て講座等を実施し、保護者の就学に対する不安を取り除き、保護者も子どもも就学に向けて準備ができるようにする取り組みを行っている。小中学校教諭の園内での研修の受け入れを行い、交流や意見交換を行うと共に、保育士が園から小学校へ研修に行く取り組みを行っている。

A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a	園内は、床暖房、エアコン等の空調設備が完備されており、天窓からの採光や、高い天井など環境に配慮している。定期的に園内の環境整備をしたり、「安全チェック表」による安全管理を行っている。週1回、シーツの交換、年3回、布団乾燥を業者に委託して行っている。
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	年間保育計画の中で、食事、排泄、睡眠、着脱等の生活習慣を身に付けられるよう、保育計画を立案し実施している。排泄面では一人ひとりの状況に合わせてトイレトレーニングを行っている。ホールには巧技台やマット、ボール等があり雨天時等に利用している。男性保育士がサッカーの指導をしたり、外部講師を招いてリトミックを実施する等の取り組みを行っている。
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協動的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a	子どもが自由に取り出せる絵本や玩具を保育室やホールに設置している。雨の日には、ホールでの運動を行う。着替えの手伝いや散歩等異年齢の交流を行っている。ケンカの対応は、一定の年齢以上は危険が無い限りは見守り、自分たちでの解決方法を見つけていける取り組みを行っている。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a	3歳～5歳児クラスでは、金魚を飼育し、当番制で餌やりを行っている。園庭では米や野菜作りを行い、収穫した野菜で調理を行っている。近所の畑の芋掘り時の芋のツルト、散歩中に拾ったドングリを使用し、クリスマスリースを作って、季節を感じ取れるようにしている。プラネタリウム見学やお泊り保育（5歳児）では、電車を利用して社会体験ができるようにしている。また、地域の高齢者通所介護（デイサービス）との交流も行っている。
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a	絵本の貸し出しや新刊絵本を紹介することで、絵本を身近に感じられるようにする取り組みを行っている。年齢別活動の時間には絵本の読み合わせをしたり、午睡前には紙芝居や絵本を見ることを習慣にしている。3歳児以上には、個人持ちのお道具箱、自由画帳がありいつでも使えるようにしている。楽器は、全年齢が触れられるようにしている。
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	法人が運営する全国23か所の保育所、児童養護施設、関係法人の保育所、合わせて25施設において、保育の質の向上を目指して年1回実践研究発表の場として「こうさい保育セミナー」を実施し、自己評価と保育の改善に取り組んでいる。

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	指導計画の「関わりと援助の配慮」や「環境等の配慮」で保育士の具体的な行動や言葉かけ等を明示している。状況表や、懇談での子どもの様子を保育士間で共有すると共に、ケース会議でも対応の仕方等を話し合いながら保育を進めている。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	障害児の受け入れの実績はないが、「障害児受け入れマニュアル」を作成し、受け入れの態勢を整えている。園舎はバリアフリーで障害者用トイレを設置している。保育士は、障害児研修等に参加して知識を深める取り組みを行っている。元弘済学園（知的障害児・者施設）園長による巡回相談も行っており気になる子のアドバイスをもらう取り組みを行っている。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a	「朝の過ごし方」と「延長保育用デイリープログラム」のマニュアルがあり、異年齢児で安全に過ごしたり、ゆったりした環境で過ごしたりできるよう工夫する取り組みを行っている。リーダー会議において、より良い環境で過ごせるよう話し合いを重ねている。引き継ぎや保護者との連絡事項は連絡帳で伝えている。
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	年度の「保健計画」を策定し健康管理を行っている。「けんこうのきろく」や日々の連絡ノートに基づいて予防接種や健康状態を把握し、職員間で共有する取り組みを行っている。看護師は看護日誌を作成すると共に、感染症発生時は「お知らせボード」を玄関に掲示して保護者・来園者等に注意喚起する取り組みを行っている。
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	食事を楽しめるよう各種の取り組みを行っている。①全国の郷土料理や世界の料理を昼食に取り入れている。②園庭で米や野菜作りを行い、収穫した野菜で子ども達が調理している。③作成したレシピを印刷して保護者が持ち帰れるようにしている。④アレルギー食、残食を栄養士が毎日報告している。⑤「保育計画」には「食育計画」が季節ごとに明記している。⑥毎月1回栄養士から食材紹介があり、食材に触れる機会を設けている。
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a	リーダー会議では毎日の残食量を報告している。毎月食事会議を開催し、喫食状況を月毎にまとめ分析し課題を明確にする取り組みを行っている。誕生日会メニュー、伝統行事メニュー等の特別な献立を提供することにより、子どもが楽しく食べられる工夫をしている。
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	保護者に対し「けんこうのきろく」で検診結果を知らせている。リーダー会議で報告を行い結果によっては看護師が個別に説明して受診を勧める取り組みを行っている。



A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	a	<p>入園説明会の面談時に、保護者からアレルギー疾患等についての聞き取りを行い、初めての食材は家庭で試食してもらい、問題がなければ園で食べるようにしている。「アレルギー疾患生活管理指導表」（食物アレルギー、アナフィラキシー）を作成し、かかりつけ医の診断結果を園で管理すると共に、除去食を作り、個別対応する取り組みを行っている。「アレルギー対応マニュアル」を作成し、職員間での対応方法を共有する取り組みを行っている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	a	<p>調理場の管理は、「大量調理施設衛生マニュアル」（厚労省）に基づいて衛生管理を行っている。調理師、保育士、看護師は毎月全員が検便により細菌検査を実施している。「危機管理マニュアル」に衛生管理、感染症マニュアル、おう吐物等の汚物処理方法を記載すると共に、関係者が外部研修の衛生管理研修に参加し、その研修報告を実施することで、職員間に周知する取り組みを行っている。</p>

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	a	<p>「献立表」や「食育だより」を毎月配付し、サンプルケースに日々の食事を掲示することで、保護者に周知している。「おすすめレシピ集」を用意し自由に持ち帰れるようにしている。保育参加では、保護者も一緒に食事をし、食事に関する相談等を受ける取り組みを行っている。</p>	
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	a	<p>保護者アンケートを実施し、保護者からの意見を聴取している。個別相談の際は、「相談・要望・意見受付記録簿」を作成し、対応等を記録している。送迎時には必ず保育士から、保護者へ声かけをしてコミュニケーションを図っている。家庭環境の変化等を確認した際は、リーダー会議において報告すると共に、職員に周知する取り組みを行っている。</p>	
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。</p>	a	<p>保育懇談や保育参加時の面談等で、保護者との共通理解を得るための機会を設け保護者が気軽に発言できるような雰囲気づくりを心掛けている。夏祭り、運動会、発表会、餅つき等のイベントを通じて、保護者との信頼関係を構築すると共に、保護者間の交流を図る取り組みを行っている。</p>	
<p>A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	a	<p>在園中に虐待が疑われる事例は現在まで発生していないが、「児童虐待について」を作成し、虐待防止マニュアルとして活用している。入園前のトラブル等については、児童相談所、保健センターと連携し対応する取り組みを行っている。虐待防止の外部研修には毎年職員が参加している。</p>	